

大和市告示第52号

やまと生涯学習ねっとわあく（ボランティア講師制度）事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大木 哲

やまと生涯学習ねっとわあく（ボランティア講師制度）事業要綱の一部を改正する要綱

やまと生涯学習ねっとわあく（ボランティア講師制度）事業要綱（平成21年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「、技術」を「及び技術」に、「第10条」を「第9条」に、「の登録を認定する」を「登録する」に改め、同条第2項中「、作品写真、出版物、講習プログラム等講習の内容が具体的に分かるものを添えて」を削り、同条第3項中「認定する」を「承認する」に、「登録申請者」を「申請者」に、「認定し」を「承認し」に改め、同条第4項中「認定」を「承認」に、「する」を「し、登録を認定しない場合には、その旨を申請者に通知しなければならない」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

登録者が講師登録を更新しようとするときは、市長が別に定める方法により行わなければならない。

2 前項の更新については、第3条の規定を準用する。

第6条第3項を削り、同条第4項中「更新期間」を「登録期間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「更新期間」を「登録期間」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「教材準備費等」を「学習準備費その他の」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「ため」の次に「、必要に応じて」を加え、同条を第8条とする。

第10条第1項中「登録講師」を「市長が別に定める方法により登録者」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第9条とする。

第11条第1項を次のように改める。

制度の利用は、1回当たり学習者4人を上限とし、当該学習者のうち市内に在住し、在勤し、又は在学するものがこれを申請するものとする。

第11条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「適当と判断したものについて、や

まと生涯学習ねっとわあく利用者証（以下「利用者証」という。）を交付するものとする」を「申請を承認する場合はその旨を、申請を承認しない場合には理由を付してその旨を申請者に通知するものとする」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（学習の期間）

第11条 前条第3項により承認された学習内容は、当該学習を開始した月の翌年の当該月までに終了するものとする。

第12条を次のように改める。

（重複利用の禁止）

第12条 学習者は、同一の学習内容で、同一の講師による制度の利用をすることができない。

第15条中「制度」の次に「の実施」を加え、「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に改める。

別表第1号様式の項関係条文の欄及び同表第2号様式の項関係条文の欄中「第4条及び第6条」を「第3条及び第5条」に改め、同表第3号様式の項関係条文の欄中「第11条」を「第10条」に改め、同表第4号様式の項を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。